

## 短期組合員にかかる任意継続組合員関係 Q&A

Q1 経過措置を適用されるにはどのような書類が必要ですか。

「任意継続組合員資格取得申出書」と「協会けんぽ資格取得状況について」の提出が必要となります。

「任意継続組合員資格取得申出書」は本人により作成できますが、「協会けんぽ資格取得状況について」は所属機関にて作成となりますので、必ず退職前に所属機関へ依頼するようお願いします。

Q2 経過措置の具体例と提出書類を教えてください。

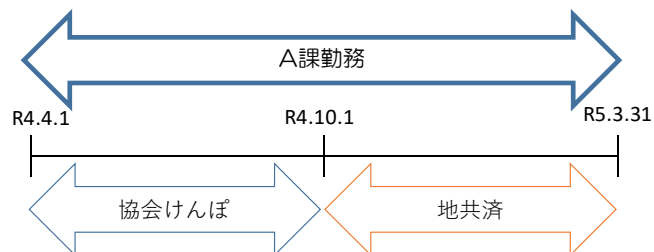
### 【資格要件】

地共済の短期組合員であった期間と「協会けんぽ資格取得状況について」に記載された内容を通算し、継続して1年以上になる必要があります。

### 【具体例】

①令和4年4月1日～令和5年3月31日の場合

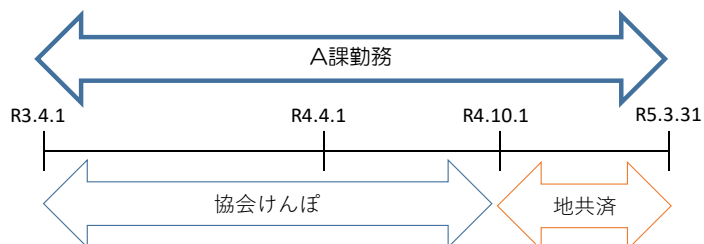
→資格期間が1年以上とならないため、任意継続組合員になれません。



②A課で1年以上継続している場合

A課：令和3年4月1日～令和4年9月30日：協会けんぽの被保険者であった期間

A課：令和4年10月1日～令和5年3月31日：地共済短期組合員の期間

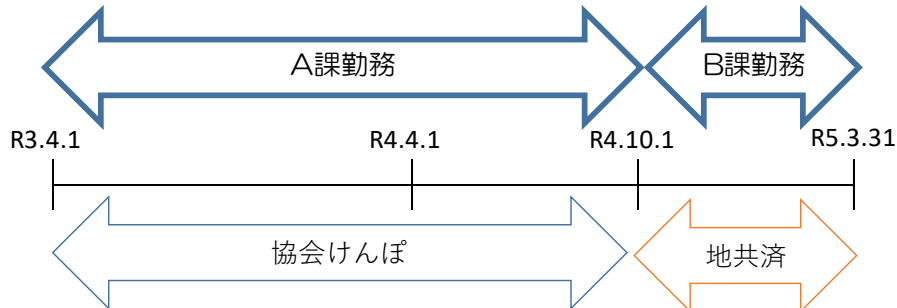


→A課で通算2年となり、A課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員資格取得申出書」の提出が必要

③A 課と B 課で 1 年以上満たす場合

A 課：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日：協会けんぽの被保険者であった期間

B 課：令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日：地共済短期組合員の期間



→A 課で 1 年半年、B 課で半年所属しており、通算 1 年以上なるため、任意継続組合員の資格要件を満たしています。

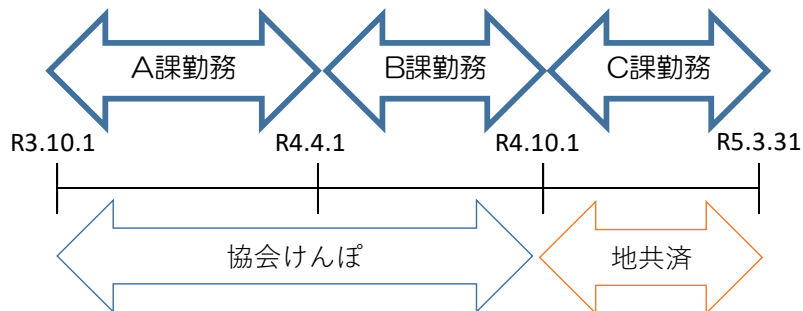
この場合、A 課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員資格取得申出書」の提出が必要

④A 課と B 課と C 課で 1 年以上満たす場合

A 課：令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日：協会けんぽの被保険者であった期間

B 課：令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日：協会けんぽの被保険者であった期間

C 課：令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日：地共済短期組合員の期間



→A 課で半年、B 課で半年、C 課で半年所属しており、通算 1 年以上なるため、任意継続組合員の資格要件を満たしています。

この場合、A 課及び B 課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員資格取得申出書」の提出が必要

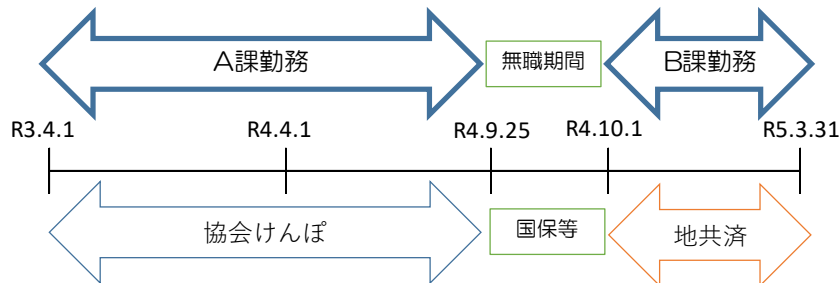
※上記の場合、B 課のみの「協会けんぽ資格取得状況について」では、資格要件である 1 年以上であることを確認することができないため、必ず A 課の「協会けんぽ資格取得状況について」も提出する必要があります。

⑤A 課で1年以上継続後、1日以上空きがあり、B 課に所属した場合

A 課：令和3年4月1日～令和4年9月25日：協会けんぽの被保険者であった期間

無職期間：令和4年9月26日～令和4年9月30日：5日間（国保等）

B 課：令和4年10月1日～令和5年3月31日：地共済短期組合員の期間



→5日間の無職期間があり、引き続いて1年以上とまらないため、任意継続組合員になれません。

Q3 令和4年9月30日に民間企業（協会けんぽ被保険者）を退職し、令和4年10月1日に短期組合員となった場合、経過措置は適用されますか。

民間企業に勤めていた期間（協会けんぽの被保険者期間）も含めて、継続して1年以上を満たす場合には、任意継続組合員の資格要件を満たすこととなります。

この場合、所属等において被保険者期間を証明することができないため、年金事務所発行の「資格喪失証明書」を提出する必要があります。

※「資格喪失証明書」には資格取得日と資格喪失日が記載されている必要があります。

※発行方法等については、事業所管轄の年金事務所へ確認するようお願いします。